

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略） <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第25条（略）</p>	<p>第1条～第25条（略）</p>	
<p>（電子情報処理組織を使用した申込等） 第26条 この細則に規定する手続のうち、<u>日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>（電子情報処理組織を使用した申込等） 第26条 この細則に規定する手続について<u>電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとし、第1条第1項、第2条、第3条第2項及び第7条に規定する保険申込データシート</u>の提出については原則として電子情報処理組織を使用して行うものとする。</p>	
<p>別表1～別表6（略）</p>	<p>別表1～別表6（略）</p>	